要件チェックリスト

下記チェック欄に全て☑が入ること（「いずれか一つチェック」を除く）

いずれか一つチェック

□ 空き店舗 過去に営業していた実績があり、おおむね１箇月以上営業が行われていない店舗（大規模小売店舗立地法第２条第２項に規定する大規模小売店舗内のものを除く。）、事務所及び倉庫である

□ 空き家 おおむね１箇月以上無人状態にある建物であって、改装等により店舗として活用するものである

□ 店舗兼住宅 過去に営業していた実績があり、おおむね１箇月以上営業が行われていない店舗であって、住宅部分と店舗部分が明確に区別でき、改装等により店舗として活用するものである

補助対象事業は、統計法第２条第９項に規定する統計基準として設定された日本標準産業分類に定める産業分類のうち

いずれか一つチェック

□ Ｉ小売業、

□ Ｍ飲食サービス業、

□ Ｎ生活関連サービス業

□ もしくは市の商業環境の向上に資すると認められる事業

□ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に定める営業でない

□ 空き店舗等を倉庫又は駐車場として利用する事業でない

□ その他市長が不適当と認める事業でない

□ 補助対象者は、空き店舗等を賃借し、若しくは取得し、又は自己所有の空き店舗等を改装し、開業する者である

□ 補助対象者は、開業に際して法律に基づく資格が必要な場合、当該資格を有し、又は開業までに有する見込みがある

□ 補助対象者は、開業しようとする空き店舗等において１年以上継続して営業することが見込まれ、原則として午前９時から午後９時までの間に３時間以上かつ週４日以上営業する

□ 神埼市商工会の会員（事業開始に当たり、入会する者を含む。）である

□ 神埼市商工会の経営指導を受け、事業計画を作成した

□ 税金を滞納していない

□ 市内で営業している店舗等から空き店舗等へ移転したことにより、移転前の店舗等を空き店舗等としていない

□ 補助対象者（法人の場合は、代表者）の年齢が１８歳以上である

□ 市外に本店のあるフランチャイズチェーン店を出店しようとする者でない

□ 店舗改装工事に着手する前に申請をし、かつ、当該年度内に改装工事が完了し、補助対象事業を開始する見込みがある

□ 過去に本事業による補助を受けていない

□ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団若しくは同条第６号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でない

□ 補助対象経費、補助率及び補助限度額を確認している

いずれか一つチェック

□ 店舗部分と住居部分の分離に関する工事

□ 既存設置物の処分費

□ 店舗改装費（内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気照明等の設置工事に要する経費）

□ 店舗部分と住居部分の分離と関連がない住居部分のみの工事は対象経費にしていない

□ 土地建物の購入費用は対象経費にしていない

□ 備品、什器及び機材等の購入費用は対象経費にしていない

□ 国、県その他の団体からの補助事業において補助金が交付される場合は、当該補助金額を除いた額を補助対象経費としている